○国土交通省令第八十五号

都市公園法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百八十四号）の施行に伴い、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十七条第二項並びに都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第六条第一項第三号、第十二条第一号の二、第一号の三及び第二号の三並びに第十六条第六号の二及び第十号の規定に基づき、並びに特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）を実施するため、都市公園法施行規則及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

都市公園法施行規則及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部を改正する省令

（都市公園法施行規則の一部改正）

第一条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第二項」を「第六条第一項第三号」に改める。

第五条の二中「、発電施設及び蓄電施設」を「及び発電施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（環境への負荷の低減に資する発電施設）

第五条の三　令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一　太陽電池発電施設

二　燃料電池発電施設で地下に設けられるもの

第六条の見出し中「及び変電所」を「、変電所及び熱供給施設」に改め、同条中「第十二条第二号の二に規定する」を「第十二条第二号の三の」に、「及び変電所」を「、変電所及び熱供給施設」に改め、同条に次の一号を加える。

五　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設（導管を除く。）

第七条の二の見出し中「施設」の下に「及び発電施設」を加え、同条第二号中「蓄電施設」を「第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

第八条の見出し中「水道施設、下水道施設又は変電所」を「水道施設等又は発電施設」に改め、同条第一項を次のように改める。

令第十二条第二号の三に掲げるもの（以下この条において「水道施設等」という。）又は第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設（以下この条において単に「燃料電池発電施設」という。）を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園のうち、その敷地面積が、二ヘクタール以上であつて、かつ、当該都市公園の地下に設けようとする水道施設等及び燃料電池発電施設の占用面積並びに当該都市公園の地下を占用している既設の工作物その他の物件又は施設（以下「既設の地下占用物件」という。）の占用面積の合計の二倍以上であるものとする。

一　令第二条第二項に規定する主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園

二　令第二条第二項に規定する主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園

第八条に次の一項を加える。

3　第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設を設けることができる都市公園は、第一項各号に掲げる都市公園以外の都市公園とする。

第十条第二項第七号中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項第一号から第三号まで」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第二条　特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十二条第二号の二」を「第十二条第二号の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。